

警戒レベル4 「避難指示」で必ず避難 避難勧告は廃止です。

災害対策基本法の改正により、令和3年5月20日(木)から、警戒レベル4の「避難勧告」は廃止され、避難指示に一本化されるなど、避難情報が変わります。大雨や台風等で災害発生の恐れがある場合には、村から発令される避難情報を確認のうえ、最善の行動をとるようにして下さい。

【警戒レベルと住民がとるべき行動】

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報
5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	緊急安全確保
4	速やかに避難所へ避難しましょう。避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所(2階等)に避難しましょう。	避難指示
3	避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は、避難しましょう。	高齢者等避難
2	災害に備え、防災のしおり等により、自らの行動を確認しましょう。	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意報 (気象庁)

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

ひなんしじ
避難指示で**必ず避難**

ひなんかんこく
避難勧告は**廃止**です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 ひなんしじ 避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止**されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難**で  
**危険な場所から避難**  
しましょう。